



全建労発第 45号
平成25年10月11日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一
(公印省略)

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による建設業における
社会保険等未加入対策の徹底について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省より、別添のとおり法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等により法定福利費を確保するための取組みを開始し、その取組みが適切に行われるよう周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

以上



国土建労第73号
平成25年9月26日

(一社) 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による建設業における
社会保険等未加入対策の徹底について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、建設産業の関係者を挙げて社会保険未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、その趣旨は、「建設産業における社会保険加入の徹底について」（平成24年3月26日国土建第342号・国土建整第183号国土交通省土地・建設産業局長通知）等により周知を図ってきたところです。

言うまでもなく、建設産業における社会保険等への加入を徹底するためには、技能労働者を雇用している下請企業等が、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠です。

このため、今般、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について」のとおり申し合わせを行い、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等により法定福利費を確保するための取組を一斉に開始することとしたところです。

貴職におかれましては、別添申し合わせの内容を適確に遂行するため、傘下の会員企業に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた取組が適切に行われるよう、適切な指導を行っていただくとともに、会員企業内部において、現場関係者を含む必要な部署全てに、申し合わせの内容が周知徹底されるようよろしくお願いいたします。

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による
社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

一、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

二、標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。

- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

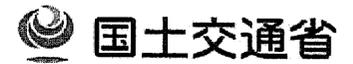
三. 加入促進計画の着実な実行

- ・ 推進協議会に加入する私たちは、協議会に提出した各団体の加入促進計画について、今回のフォローアップ結果を踏まえつつ、着実に実行するとともに、適時必要な見直しを行います。
- ・ その際には、他の優れた取組も参考にするとともに、取組の輪を団体から会員団体や会員企業、関係する会社に広げ、さらにそのトップから担当者まで理解を深めていきます。

平成25年9月26日
社会保険未加入対策推進協議会

【参考資料】 社会保険等未加入対策の全体像

(H25.10時点)



現 状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
【企業別】 3保険ともに加入している割合 87%
【労働者別】 元請79%、1次55%、2次46%、3次下請以下48%
<H24.10公共工事労務費調査>

課 題

- 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に。
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という不公正な競争環境。

推進協議会の設置 (第3回 H25.9実施)

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政による チェック・指導

<H24.7~>
 ○経営事項審査における減点幅の拡大

<H24.11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導
 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)

- <H24.11~>
- 協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
 - 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
 - 2次以下についても、確認・指導。
 - 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等

法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

<公共(直轄)発注者>

- ①現場管理费率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。

<元請企業>

- ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。
- ③専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。

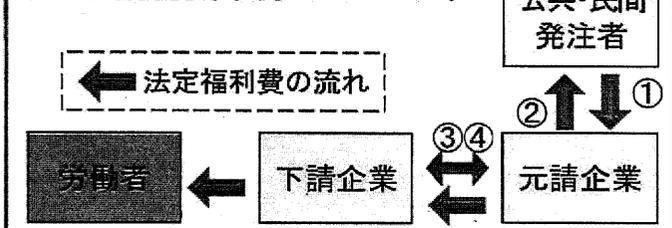
<下請企業(専門工事業者)>

- ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。

<民間発注者>

- 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

(法定福利費確保のイメージ)



総合的対策の推進

目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

標準見積書を活用した法定福利費の確保

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26))において申し合わせ。

1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積が一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。

2. 関係者の取組

【発注者】

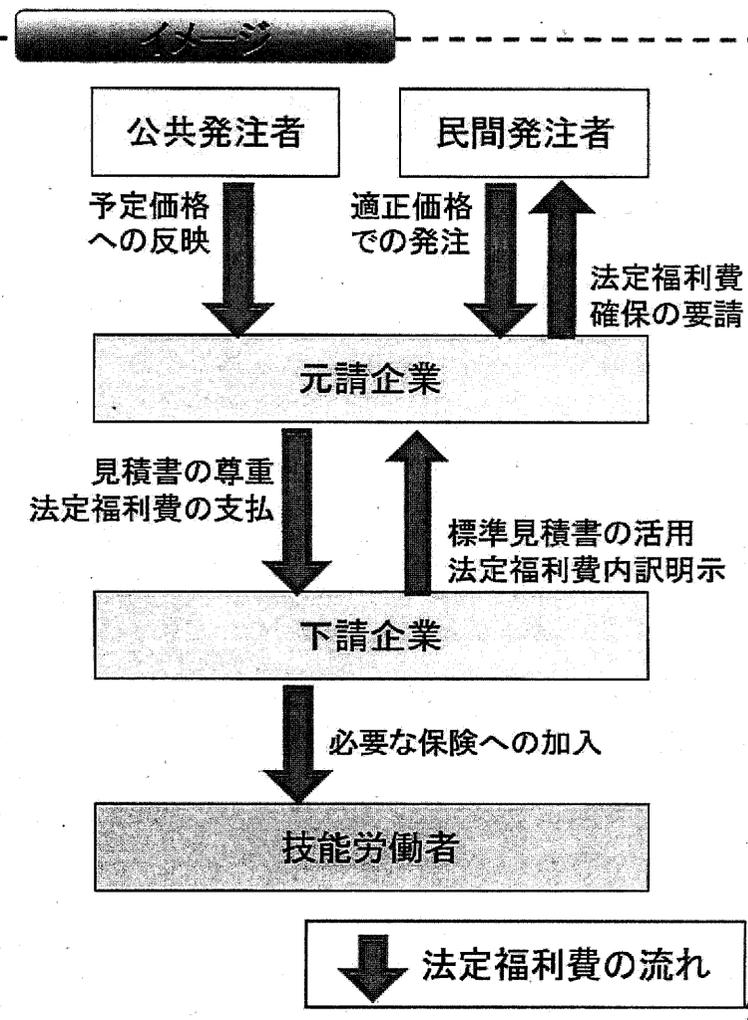
- 直轄工事においては、土木工事の現場管理费率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)において、労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

- 専門工事業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。

【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。
- 技能労働者を必要な保険に加入させる。



標準見積書の一斉活用に係る経緯・スケジュール

平成25年5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼)
10月31日	・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
平成25年4月1日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用(労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
平成25年4月18日	・第5回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応(標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等)について申し合わせ ・太田国交大臣から建設業4団体(日建連、全建、全中建、建専連)のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について要請
7月	・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催 ・日建連「法定福利を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表(H25.7.23) ・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表(H25.7.26)
8月中旬～9月下旬	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
9月26日	・第3回推進協議会(各専門工事業団体においてブラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ)
推進協議会以降	・標準見積書の一斉活用開始
10月1日	・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費(事業主負担分)相当額を予定価格に反映(1.5%上昇) ・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用
10月中旬目途	・標準見積書の活用状況に関するアンケート(元請企業向け、下請企業向け)を配布・公表 ・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、随時、現場における意見を集約
11月末	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出×切、取りまとめ
12月中旬目途	・第7回推進協議会WGの開催(活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討)

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。
- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

三. 加入促進計画の着実な実行

(略)

平成25年9月26日

社会保険未加入対策推進協議会

(サンプル)標準見積書の作成例

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 L (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額																								
○○○工事	材料費			A																								
	労務費(法定福利費を除く)			B																								
	経費			C																								
	小計			D=A+B+C																								
法定福利費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定福利費事業主負担額</th> <th>対象金額</th> <th>料率</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用保険料</td> <td>B</td> <td>1.050% p</td> <td>E= B × p</td> </tr> <tr> <td>健康保険料(※1)</td> <td>B</td> <td>4.985% q</td> <td>F= B × q</td> </tr> <tr> <td>介護保険料(※2)</td> <td>B</td> <td>0.405% r</td> <td>G= B × r</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)</td> <td>B</td> <td>8.710% s</td> <td>H= B × s</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>B</td> <td>15.150% t</td> <td>I= B × t</td> </tr> </tbody> </table>			法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	雇用保険料	B	1.050% p	E= B × p	健康保険料(※1)	B	4.985% q	F= B × q	介護保険料(※2)	B	0.405% r	G= B × r	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	8.710% s	H= B × s	合計	B	15.150% t	I= B × t	I
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額																									
雇用保険料	B	1.050% p	E= B × p																									
健康保険料(※1)	B	4.985% q	F= B × q																									
介護保険料(※2)	B	0.405% r	G= B × r																									
厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	8.710% s	H= B × s																									
合計	B	15.150% t	I= B × t																									
小計				J=D+I																								
消費税等				K=J×5%																								
合計				L=J+K																								

※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合

※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年報より)と仮定

標準見積書作成手順

[基本的な法定福利費算出方法の場合]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

[算出手順例]

1. 労務費総額(B)を各個社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額(B)に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出(E, F, G, H)。※例は協会けんぽ東京支部の事例。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率(保険料率の2分の1)に被保険者となる40歳以上64歳以下の割合(52.3%、協会けんぽの場合)を乗じた比率とする

$$\text{介護保険料率の算式} = 1.55\% / 2 \times 52.3\% = 0.405\%(r)$$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出(I= E+F+G+Hまたは B×t)
4. 小計額(J)を算出。
5. 消費税(K)を算出。
6. 合計(L)を算出し、見積金額として計上。